

覚 書

浄化槽設置者（以下「設置者」という。）及び浄化槽工事業者（以下「工事業者」という。）は、浜松市浄化槽設置事業費補助金の交付を受けた浄化槽等に関し、下記の項目により覚書を締結し、設置者と工事業者は信義誠実にこれを履行する。

- 1 設置者は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽等の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、工事業者に対し相当の期間を定めてその適合しない状態にあるもの（以下「不適合箇所」という。）の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。
- 2 前項に定める請求は、浄化槽等の工事についての改善の指摘が、設置者の責めに帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
- 3 工事業者は、設置者から第1項の規定による不適合箇所の補修を請求された場合は、速やかに行わなければならない。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、当事者署名又は記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

設置者 住所

氏名

工事業者 住所

氏名